

■地共済災害見舞金

(1)災害見舞金(法第 73 条)

①支給要件

組合員の住居又は家財が水震火災その他災害により損害を受けた場合、その損害の程度に応じて、住居又は家財のそれぞれについて、個々に別表を適用して支給されます。

ア 「住居」とは、現に組合員が生活の本拠として住んでいる家屋で、自宅、借家、公営住宅の別を問いません。

イ 「家財」とは、住居以外の社会生活上必要な財産(衣服、寝具、食品、燃料、家具、調度品等)であり、山林、田畑、貸家、宅地等の不動産及び現金、有価証券、預貯金等は含まれません。

ウ 盗難による家財の損害は含まれません。

エ 災害発生を予知して出される立退き命令によって住居を移動する場合の費用も、損害を受けたものとして取り扱われます。

オ 同一世帯に組合員が 2 人以上ある場合は、各組合員にそれぞれ支給されます。

カ 被扶養者が別居している場合は、被扶養者が住んでいる住居又は家財も組合員の住居又は家財の一部として取り扱います。

②支給額

災害見舞金の額は、その損害の程度に応じ、標準報酬月額に次表の各欄の月数を乗じて得た額に相当する金額が支給されます。

なお、基準となる標準報酬月額は、支給事由発生日の属する月の標準報酬月額です。

ア 損害の程度は、原則として住居又は家財を換価して判定します。

イ 災害見舞金の額の算定は、住居、家財のそれぞれにつき別個に算定した月数を合算することとしますが、3ヶ月分を乗じた額を超えることはできません。

ウ 被扶養者が別居しているときは、組合員の居住している住居又は家財、あるいは被扶養者の居住している住居又は家財に災害があった場合、その損害の程度の算定は、双方の住居又は家財の評価額(換価額)の合計額に対してどの程度かにより算定します。

(表)

損害の程度	月数
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	3月
2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
1 住居又は家財の1/2以上が焼失し、又は滅失したとき	2月
2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	
4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	

1 住居又は家財の1/3以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の1/2が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	1 月
1 住居又は家財の1/3以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	0.5 月

台風等による水害のため、浸水により平屋建(二階建は除かれる。)の住居又は家財が損害を受け、損害の程度の認定が困難な場合があるので、その判定は次表の外形的標準により、標準報酬月額に次表の月数を乗じて得た額に相当する金額が災害見舞金として支給されます。

浸水の程度	月数
床上 30 cm以上	0.5 月
床上 120 cm以上	1 月

(2) 請求の手続き

災害見舞金請求書に次の書類を添付して提出してください。

ア 罹災者の氏名、罹災日、場所、原因及びその状況、並びに損害の程度に関する市町村長、消防署長又は警察署長の発行する罹災証明書

イ 災害状況の確認できる写真

ウ 被害の程度が確認できる書類

・家屋にあつては、平面図、立面図

固定資産評価調書の写し(被扶養者と別居している場合は、双方の家屋の固定資産評価調書の写し)

・家財にあつては、被害状況調書

被扶養者と別居している場合は、双方の家財の一覧表